

IV. 自主的保護プログラムにおける安全衛生マネジメントシステム

(IV. The VPP Safety and Health Management System の部分(p.936-938)の訳)

この章は、包括的な作業場所の安全衛生マネジメントシステムにおいて、VPP 認定対象者に対し要求される要素及びその細目について定めるものである。

目次

A. 経営層のリーダーシップと従業員参加

1. 労働安全衛生に関する姿勢表明
2. VPP 参加に対する姿勢表明
3. 安全衛生方針、目標、目的
4. 安全衛生計画(文書による)
5. 目に見える形での経営層のリーダーシップ
6. 従業員参加
7. 協力会社などの従業員も対象
8. 安全衛生マネジメントシステムに関する自己評価の実施

B. 作業場所の危険有害要因分析

1. 分析の対象
2. 分析の内容
3. 日常点検など
4. 記録の作成など

C. 危険有害要因の防止と抑制

1. 抑制手段の内容
2. 抑制のシステム
3. 手段の優先順位

D. 安全衛生教育訓練

1. 責務の全階層における理解
2. 危険有害要因の認識
3. 抑制手段の使用
4. 緊急時措置
5. 個人用保護具の使用

A. 経営層の方針表明と従業員参加

各認定対象者は、自組織の安全衛生マネジメントシステムにおいて、トップレベルの経営層としてのリーダーシップを表明しなければならない。総合的計画におけるマネジメントシステムは、作業者の安全と健康の防護について明記し、従業員は、安全衛生マネジメントシステムに真の意味において参加しなければならない。

1. 安全と健康の防護に関する意思表明

従業員の安全と健康に対する権限と責任は、組織の全体的経営システムに包含されるとともに、従業員が参加することを必要とする。

この意思表明においては、下記が含まれる。

a. 方針

作業者の安全と健康の防護のための明確な方針が確立され、従業員に対してこれが周知され、理解されている。

b. 目標と目的

安全衛生マネジメントシステムの目標(goal)及び目標を達成するための目的(objective)を確立し、周知することにより、組織の全員が目指すべき成果と、これを達成するために計画した手段、特に自身に直接関係する要素について理解している。

2. VPP に対する意思表明

経営層は、VPP に関する必要条件を満たし、維持することについて、明確な意思表明をしなければならない。

3. 計画

安全と健康のための計画策定は、全体的な経営計画策定のための過程の一部でなければならない。建設業においては、着工前の計画と工事進行の諸般の段階に対する準備を含む。

4. 書面による安全衛生計画

書面による計画には、基本的安全衛生マネジメントシステムの重要な要素のすべてが含まれる。重要な要素とは、経営層のリーダーシップ、従業員参加、作業場所の危険有害要因分析、危険有害要因の防止／抑制及び安全衛生教育訓練をいう。

連邦政府機関の書面による計画は、29CFR part 1960(Code of Federal Regulations 連邦規則集)の必要条件を満たし、建設会社の書面による計画は 29CFR1926.20 の必要条件を満たさなければならない。

安全衛生マネジメントシステムは、あらゆる面において、作業場所の規模と業種に対して適切でな

なければならない。OSHA は、中小企業に関しては、特定の手順、書面については、システムの有効性が評価、確認されれば、要件のいくつかについての適用を免除することがある。適用免除の内容は、ケースバイケースで決定される。

5. 経営層のリーダーシップ

経営層は、安全衛生マネジメントシステムの実行において、目に見える形でリーダーシップを発揮しなければならない。この内容としては、以下がある。

- a. 従業員との間の明確な意思疎通の手段を確立している。
- b. 安全と健康に関する行動において自ら模範を示す。
- c. 従業員が、経営層上部と適切な話し合いができる環境を醸成する。
- d. 協力会社従業員を含む全従業員に対し、作業場所における質の高い安全と健康の防護の平等な提供を確実に行う。
- e. すべての領域における責任を書面によって明確に定める。あらゆる階層の従業員が、安全と健康に関する自分自身の責任について、説明できなければならない。
- f. 責任を有する者に対し、相応の権限を与えなければならない。
- g. 責任及び権限を有する者に対して、適切なリソースを提供しなければならない。リソースとは、時間、教育訓練、人員、機器、予算、情報入手及び専門家の利用をいう。専門家の利用とは、作業場所におけるリスクに応じた公認安全専門家(CSP)、公認インダストリアルハイジニスト(CIH)、その他の認可された保健専門家、及びその他の専門家への必要に応じた適切な依頼をいう。
- h. 安全と健康に関する責任を満たすため、必要な管理者、監督者及び一般従業員を配置する。経営層のリーダーシップにおいては、安全と健康の防護に関する権限と責任を明確に定め、実行するのに加えて、毎年管理者と監督者を評価し、不十分な部分を修正するための記録システムを運営することが必要である。

6. 従業員参加

作業場所におけるカルチャーは、安全衛生マネジメントシステムの計画と運用及び従業員の安全と健康に影響する決定に関する、従業員の効果的な参加が可能であり、推進するものでなければならない。従業員参加についての要求を満たすためには、さまざまな方法があるだろうが、安全と健康に関する問題を見出し、解決することに関し、積極的で有効な従業員参加の手段を少なくとも3つ持つことが必要である。このような参加は、適切な管理者に対し、危険有害な状況と作業手順に関し、申し出及び通告を行う個人個人の権利の存在を前提とする。従業員の参加方法の例としては、以下があるがこれらに限定はしない。

- a. 安全と健康の問題を解決するグループ活動への参加
- b. 監査または作業場所巡視への参加
- c. 事故、災害原因調査への参加
- d. 従業員による改善、提案活動の推進または参加

- e. 安全と健康に関する他の従業員の教育訓練
- f. 職務/プロセスの危険有害要因の分析
- g. 安全監視者としての役割を持つ。
- h. 国家労使関係法 (National Labor Relations Act) により構成された安全衛生委員会の委員となる。

7. 協力会社従業員に対する適用

協力会社及びその二次協力会社従業員は、一般産業、建設業、海上または連邦政府機関の VPP 作業場所のいずれにおいても、当該作業場所における活動に適用される安全と健康に関する規則及び手順を守らなければならない。

- a. VPP 認定対象事業者は、作業場所における安全と健康に関する規則を協力会社に確実に守らせるとともに、協力会社による自己の有効な安全衛生マネジメントシステムの開発と運用を奨励することが期待される。
- b. この目的を達成するために、認定対象事業者は、協力会社従業員が有効な防護手段の提供を確実に受けるとともに、協力会社の安全と健康の改善を推進するための、書面とした監視及び管理のシステムを保有しなければならない。このようなシステムは、協力会社の選択の過程及び現場における作業に際して、安全と健康に関する配慮がなされることを確実にするはずである。

8. 安全衛生マネジメントシステムの自己評価

認定対象事業者は、組織における安全と健康に対する努力を、毎年評価するシステムを有しなければならない。このシステムは、目標と目的に合致した成功が得られたか否かを判断するもので、作業者の安全と健康の防護の継続的向上を達成する責任が遂行されたかを判定することにも役立つであろう。

- a. このシステムにおいては、タイムリーな改善についての勧告、この改善に関する責任の割り当て及びタイムリーなフォローアップアクションの内容またはアクションを取らなかった理由について、書面に記載した年次報告書を作成しなければならない。
- b. この評価においては、本章に記載されたすべての要素及び適用対象者の安全衛生マネジメントシステムに関する他のすべての要素の有効性について、判断を下さなければならない。
- c. この評価は、評価を実施するための訓練を受け、経験を積んだ、当該作業場所か組織に属する者か、若しくはその他の者により実施される。この評価は OSHA によって定められた様式によって実施する。

B. 作業場所の危険有害要因分析

作業場所における危険有害要因のマネジメントの成功は、従業員がばく露するすべての危険有害な状況及びすべての危険有害要因を認識し、改善する能力に関する完全な理解から始まる。この理解のためには、下記が必要である。

1. 施設、プロセス、原材料、機器について、新設、変更したか、またはそれらの使用を開始する以前に、危険有害要因の特定とそれらを防止、抑制する手段についての分析を確実に行う手順。
2. 包括的な安全と健康に関する以下の調査の作業場所に応じた適切な間隔における実施。
 - a. 包括的な初期基本調査及び必要に応じた継続的な調査による安全面の危険有害要因の特定。
 - b. 健康面における危険有害要因の特定及び従業員ばく露レベルのインダストリアルハイジーンの原理と戦略による測定。ばく露測定の原理は、作業プロセス、化学物質安全データシート、従業員からの苦情、ばく露事故、検診記録及び以前の測定結果を含むレビューに基づくべきである。サンプリング戦略には、必要に応じた従業員のばく露のスクリーニング及びフルシフト測定による評価に基づく、基本調査及び継続的調査を含む。
 - c. 国内で承認を受けたサンプリング及びテストの手順を使用し、書面とした結果によって検討する。
3. 個別の職務、プロセス、段階と関連した、日常的な安全と健康の危険有害要因の検討と分析及び教育訓練と危険有害要因抑制プログラムの結果の配慮。この内容には、職務危険有害要因分析及びプロセスの危険有害要因レビューを含む。建設業においては、各々の職種と作業の段階にそれぞれ対応した特別な安全と健康の危険有害要因に重点が置かれる。
4. 書面とされた手順または指針に従うことを、日常的に必要なに応じて自己点検するシステム。これに関する報告書は、危険有害要因の除去または抑制の完成に関する知見とその追跡をもたらす。
 - a. このような検査は、一般産業及び海事関係の適用対象者/関係者においては、個々の作業場所について毎月一回以上、全体について少なくとも年4回実施する。
 - b. 建設作業現場については、移動作業場所方式の作業場所ベース参加方法を選んだすべての適用対象者/関係者は、これらの検査を少なくとも毎週一回、全体の作業場所について実施することが必要で、訓練を受けた従業員が関与する。
5. 従業員が報復を受けるおそれなしに、管理者層に対し、危険有害要因が存在する状況を書面により通告し、適切な応答を受ける信頼性の高い内部告発システム。これには、応答結果及び危険有害要因の除去または抑制をするまでの追跡が含まれる。
6. 得られた知見及び危険有害要因の完全な除去または抑制手段に関する書面報告の付された手順または指針の作成が含まれた事故/災害原因調査システム。原因調査システムは、事故または事象の根本原因を捜し出すものであり、「ニアミス」も対象とすることが期待される。

7. 傷害/疾病の発生経験及び立ち入り検査、従業員からの報告、事故原因調査、OSHA の規定する災害発生記録、その他の情報の検討によって傾向を把握し、共通的な原因のパターンの特定によって、これを除去または抑制するための分析システム。

C. 危険有害要因の防止と抑制

作業場所の危険有害要因分析により特定された危険有害要因は、IV.C.2 で述べたシステムを発展させ、実行することにより、下記の IV.C.3 に述べる優先順位に従って、除去または抑制しなければならない。

1. 作業場所における危険有害要因の抑制については以下による。
 - a. すべての当事者により、理解され、フォローされる。
 - b. 作業場所の危険有害要因に対して適切である。
 - c. 書面で明確に周知された懲罰システムにより、公正に実施される。このシステムの内容には、安全規則、安全作業手順、材料の適切な取り扱い、緊急時措置に違反したり、無視した管理者、監督者及び一般従業員に対する懲罰または配置転換に関する手順が含まれる。
 - d. 管理者によって、必要に応じて書面とし、実行し、改訂され、従業員が使用する。
 - e. 教育訓練、正しい強化及び修正プログラムと統合されている。
2. 危険有害要因の防止と抑制のシステムにおいて、必要な事項は以下の通りである。
 - a. タイムリーに危険有害要因の防止と抑制を開始し、追跡するシステム。
 - b. 機器が危険有害となることを防止するために、予防または予測的保全のような作業場所機器の監視と保全を行うための書面にしてあるか、必要が生じたとき書面化するシステム。
 - c. 疾病と傷害について、防止、早期の把握及び処置を行うために、有資格の職業健康管理専門家により、従業員の健康状態を評価する職業保健管理プログラム。有資格者による救急及び心肺蘇生法(CPR)実施、医療、緊急時医療が、合理的な時間と距離内における最低限度の利用ができるための全直における準備。これらの機能を達成するためには、職業健康管理専門家を必要に応じて利用する。
 - d. 全シフトにおける緊急時の対応のための手順。これらの手順は、書面として全従業員に周知する。個人用保護具、救急措置、医療及び非常時出口をリストアップしておかなければならない。緊急時に連絡する電話番号、避難ルート、訓練計画を含むとともに、最小限、毎年一回の避難訓練を行う。
3. 危険有害要因の除去と抑制においては、下記の優先順位に従うことが必要である。a. の設備的抑制対策によることが最も望まれる。
 - a. 設備的抑制対策が最も信頼できる効果的な抑制手段である。これらは、例えば危険有害性物質の取り扱い圧力/取扱量の低下、危険有害性の小さい物質への代替、発生する騒音の低減、

フェールセーフ設計、破裂/爆発を避ける安全弁の設置、障害許容力/冗長性、エルゴノミクスなどのように、危険有害要因を直接的に除去する(理想的なとき)か、その影響の程度または可能性を抑制する設計の変更である。また、これらの対策には、例えば防護カバー、仕切り、インタロック、システム、接地/ボンディング、圧力を逃す安全弁などの防護的な安全装置が含まれている。後者のタイプの抑制対策は、真の工学的抑制対策よりも信頼性の程度は低い、危険有害要因の可能性を間接的に低減させようとするものである。これらの抑制対策は、検知器及び警報装置のような警告を行う機構と組み合わせて用いられる。警告を行う機構は、自動(人間の対応が不要)である場合と手動(人間の対応が必要)である場合とがある。

b. 作業管理による抑制(作業スケジュールまたは作業方法の変更(例えば作業ローテーション))により、日常的な危険有害要因に対するばく露を制限することができる。

c. 作業管理による抑制のひとつである「作業手順抑制」には、職場規則、安全で健康的な作業手順及び特定の操作のための手順が含まれる。「作業手順抑制」には、従業員の割り当てられた作業方法の変更がある。作業方法の変更によるばく露の低減は、作業習慣の変更、衛生面の習慣の改善、または他の作業内容の変更によって実現できることがある。

d. 個人用保護具

D. 安全衛生教育訓練

危険有害要因に対するばく露を防止するとの経営層の意思表明を強固とし、補完するには、教育訓練が必要である。全従業員が、自分たちがばく露するおそれのある危険有害要因及び自分たちとそれ以外の者に対する危険有害要因へのばく露による影響をどのように防ぐかを理解していなければならない。また、効果的な教育訓練によって、従業員が確立した安全で健康的な手順を受け入れ、これを守ることで可能となる。安全と健康のための教育訓練においては、以下を確実に行う必要がある。

1. 管理者と監督者は、自らの安全と健康における責任(IV.A.を参照)を理解するとともに、有効にこれを果たさなければならない。

2. 管理者、監督者及び一般従業員(協力会社社員を含む)は、危険有害要因及び危険有害な状況と作業に起因する疾病の兆候を見出す方法の教育がなされている必要がある。

3. 管理者、監督者及び一般従業員(協力会社社員を含む)は、作業の内容を教育する際に、危険有害要因から我が身を守るために従うべき作業手順を同時に教育することが必要である。

4. 管理者、監督者及び一般従業員(協力会社社員を含む)及び来訪者は、緊急事態が発生したとき、何をしたらよいかを理解している必要がある。

5. 個人用保護具が必要である場合、従業員は、それが必要であること、必要である理由、その効果の限界、使用及び保守をどのように行うかを理解していて、従業員はこれを適切に使用することが必要である。